「CSR & コンプライアンス研究フォーラム」フォーラムニュース

発行:「CSR & コンプライアンス研究フオーラム」

〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-14-7 山形ビル3階

TEL 03 (3504) 9800 FAX 03(5157) 3180

E-Mail Hcsm-hq@eco-texj.co.jp

拝啓

新緑の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、 厚くお礼申し上げます。

フォーラムニュース74号をお届けします。

3月19日 第66回研究フォーラムセミナーが開催されました

今回からご参加の方の自己紹介を頂くなど、ご出席の皆様方から近況をご報告いただきました。



引き続き、近藤事務局長から前回 1 月 15 日第 65 回研究セミナー「**純正国産商品のための『J∞** QUALITY **商品認証事業**』」についてその続き、二回目の講演をいただきました。

<配布資料 ①純正国産商品のための「J∞QUALITY 商品認証事業」スタート 日本のクオリティ・オブ・ライフを象徴するファッション商品を本格展開

②運営体制図(資料1~5-②)

スタートした J∞QUALITY 商品認証事業

「J∞QUALITY 商品認証事業」がスタート

「J ∞ QUALITY 商品認証事業」は、「安全・安心・コンプライアンス企業認証」と「縫製企業認証」の2つの企業認証が前提。商品ごとの「J ∞ QUALITY 商品認証」を行うという2段階の認証事業となる。第1段階の対象は織・編み、染色加工、縫製工場とアパレルの4つの企業体。各企業が安全・安心・コンプライアンス企業認証を申請し、認証を取得する形です。また、縫製工場は縫製企業認証を取得しないといけないことになった。縫製企業は、安全・安心・コンプライアンス企業認証と縫製企業認証を同時に申請することになる。すなわち、織・編み、染色、縫製によって作ったモノをアパレルが申請して J ∞ QUALITY 商品認証という次の第2段階に入る。近藤事務局長は、「J ∞ QUALITY 商品認証事業」について、現況を以下のように説明した。

安全・安心・コンプライアンス企業認証

「J∞QUALITY 商品認証事業がスタート し、2月5日から募集を始めました。今、 第1段階の申請を受け付けています。安 全・安心・コンプライアンス企業認証で、 織・編み企業、染色整理加工、縫製企業、 アパレルの各企業の 4 つの段階の企業 がまず認証を取ることになります。それ らの企業が集まって、今度は商品認証の 取得があります。それを1つ取るのに1



企業 10 万円が必要。それを取得した企業が集まっての第 2 段階となりますが、現状では日本アパレル産業協会に参画している企業しか申請できません。ユニフォーム製造企業や B to B などの企業は除外しています。また、安価な商品を製造販売する企業は落第。価格が安いのに J∞QUALITYを付けるアパレルは忠告を受けます。商品認証は 1 品番ごとの認証で、1 品番 1 万円の申請。尚且つ商品認証を申請するアパレルは織・編み、染め、縫製の認証番号が必要となります。認証は三陽商会が最も早く(コートはすべて終了)フレックス、レナウン、ダーバンなどが続いています。そのように、アパレル主導型で進んでいます。

アパレル企業の申請は30社

「現状では織物が 28 社申請。染色 28 社。排水処理などもあり染色業がしっかりしている。織物業で産元 1 社が例えば機屋を 20 社東ねて申請したとしてもそれはダメ。1 社ごとに申請するため。 縫製業は 50 社。自主的に 10 万円を支払って申請しています。アパレル企業は 30 社。ただ、自らパターンを描き品質管理をきちっとし、お客さまクレーム相談室を設けている企業は多くて半分ほどです」。(近藤局長は以下、申請するアパレルの企業形態が 2 タイプに区分できることや、繊維各団体に対し、申請することによる当該業界に対するメリットなどを説明している点を語るとともに、どのように申請を受けているかの概要を説明した。)

申請書:入力はすべて Web サイト



「Web サイトで会社名を入 力し、法令遵守をしているか、 環境保全をしているか む を記入してもらって申請と 受け付ける。受け付けたの 受け付けるで受け付けたか が同時に示されます。コン 新たに"安全・安心・認証が ライアンスにかかることが イドライン"を見ることが

きます。社会的責任、従業員関連の法令遵守、消費者の安全の担保などについて書かれたガイドラインです。それに基づいて遵守するべき内容を審査します」。次に、「ガイドラインを読んだ段階で、第2ステップの"安心・安全コンプライアンス企業宣言書"を出してもらいます。その内容は、"消費者に申請されたもの。公正取引で売買契約書を、労働契約書に基づいた安全・安心・コンプライアンスに関わる認証ガイドラインに適合していることを自分で宣言して下さい"というもので、それを読んだか読まないかを質問しています。読んだことのない人が回答しますと、ペンディングになります。もう1つは、商品のトレーサビリティ・生産記録。どこで誰が作ったのかなどが皆記録に残っていますかということと、"日本ファッション産業協議会の要請に対して、確認監査の受け入れや、管理資料などの提示は誠意をもって出していただく。また、改善指定があったら遅滞なく是正して下さい。そういう宣言をしていますがよろしいですか"と聞いています。5年に1度監査に行きますが、それで駄目なら認証番号をはく奪されます。そういう条件でよろしいかと書いてあります。以上が認証の申請の手続きです。」(以下、宣言書が出された後の、手続き内容及び、協議会による申請者への質問の内容:チェックリストの内容などを説明した。略)。

「以上が終わると、第2段 階の商品認証番号を入れます。 すが、その商品はどこのを をのである認証を すが、そこれを ででで、それがには といないないとません。 といないはは でですが、それが付加価値 もけですが、それが付加価値



の高い J∞QUALITY 商品となるわけです。あるアパレル企業は、素材からすべて日本製としピュア

なメード・イン・ジャパンを表現したいとしています。」

「今 J∞QUALITY の Web サイトにアクセスすると、どの企業が登録されているのか、織・編み、染色、縫製、アパレルの 4 つのタブがあり、どんな企業が認証されているのかを見ることができます。」

と話され講演を終えました。

くお知らせ>

・第13回「CSR & コンプライアンス国際フォーラム2015」 2015年5月21日木曜・午後 場所:江戸東京博物館 詳しくは

http://eco-texj.co.jp/comp/cmp2015program.pdf

をご参照ください。

多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。

以上